

2025 年度実務訓練実施要領

この要領は、「実務訓練の履修方法等に関する取扱い」に基づき、当該年度の実務訓練の実施に係る必要な事項を実務訓練実施委員会（以下「委員会」という。）が定める。この要領の内容は、当該年度の「実務訓練履修の手引き」に反映し、学生・指導教員・実務訓練機関へ周知する。

1. 実務訓練の目的

社会との密接な接触を通じて、指導的技術者として必要な人間性の陶冶を図るとともに、実践的技術感覚を体得させる。

2. 実務訓練機関

企業等の法人又は国若しくは地方公共団体の機関
(国内の大学（附置研究所を含む）へは派遣しない)

3. 実務訓練の内容

- (1) 実務訓練は、実務訓練説明会等の事前研修、実務訓練機関での実習、本学での報告で構成され、指導教員の評価を受けることで完結する。
- (2) 実務訓練機関での実習は、学部第4年次学生が従事できる実務のうち、実務訓練の目的にふさわしい業務とする。

4. 修得単位および実施時期等

- (1) 実務訓練での修得単位は6単位で、必修とする。
- (2) 履修基準日数は34日とする。
- (3) 実務訓練は、後期2に実施する。実務訓練実施期間は、2026年1月5日（月）から2月20日（金）の期間中32日以上とし、開始日及び終了日は、実務訓練機関が設定する。
- (4) 履修基準日数34日のうち、実務訓練実施期間（32日）を除いた残りの2日間を説明会やマナー講座などの事前研修、報告会準備、報告会等に充て、年度を通じて実施する。

5. 実務訓練の履修種別

- (1) 実務訓練の履修種別を以下のように分類し、特段の事情がなければ学外にて履修する。

学外履修：国内機関での実務訓練（国内実務訓練）

海外機関での実務訓練（海外実務訓練）（別紙1-1）

学内履修：PBL型実務訓練（別紙1-2）

個別実習型実務訓練（別紙1-3）

- (2) 学外履修の実務訓練は、課題解決型長期実務訓練制度（別紙1-4）を適用することが

できる。

- (3) 学内履修は、原則PBL型実務訓練を実施する。ただし、やむを得ない事情によりPBL型実務訓練を実施できない場合は、委員会の審議を経て個別実習型実務訓練とすることができる。
- (4) 実務訓練実施委員会は、学生の実務訓練説明会等の事前研修の出席状況及びレポート提出状況等を踏まえ、指導教員に当該学生の学内履修を提言することがある。
- (5) 学外履修では、自然災害等のやむを得ない事情により、実務訓練の開始または継続が困難と判断された場合、指導教員の指導のもと、当該期間の学修の不足を補う。

6. 実務訓練機関における実習形態等

- (1) 実習形態は、実務訓練機関が提示する受入条件により、次の3つの形態で実施する。
 - ① 職場実習のみ
 - ② 職場実習とリモートワークの併用
 - ③ リモートワークのみリモートワークの詳細は、別に定める。
- (2) 1日の実習時間は、実務訓練機関が定める時間又は実務訓練指導責任者の指定する時間とする。学内履修は、本学を実務訓練機関としてこれを読み替える。
- (3) 実習は、実務訓練機関が定めた実習日および時間で行い、大幅な時間超過や休日実習が発生しないように実施する。

7. 指導者の役割

- (1) 学長は、実務訓練期間中の現場での指導のため、実務訓練機関の承諾を得て、「実務訓練指導責任者」を委嘱する。
- (2) 本学の指導教員は、実務訓練履修学生に指導・助言を行い、履修後の成績評価を実施する。また、実務訓練機関および実務訓練指導責任者と連絡調整を行い、実習内容および実習状況を調査し、委員会に報告する。
- (3) 実務訓練指導責任者は、実務訓練機関での指導を行い、実務訓練終了後に指導結果を指導教員に報告する。

8. 欠席に伴う対応

- (1) 実務訓練説明会等の事前研修を欠席した場合は、委員会の指示により学修の不足を補う。
- (2) 実務訓練実施期間中、やむを得ない事情による欠席で出席日数が32日に満たないと判断された場合は、可能な限り実務訓練期間中に指導責任者又は指導教員の指示により出席日数の不足を補う。
- (3) 実務訓練実施期間中に出席日数の不足を補うことができない場合は、実務訓練期間終了後引き続き、次の範囲で履修させることができる。
 - ア 実務訓練の単位を修得することにより卒業要件を満たす場合
当該年度の再試験該当者の卒業判定に係る教務委員会開催日の前々日（前々日が土日、祝日にあたる場合はその直前の平日）まで
 - イ 実務訓練の単位を修得しても卒業要件を満たさない場合

当該年度の3月24日（土日にあたる場合はその直前の平日）まで

9. 実習日以外の行動について

実習地までの移動時や、実務訓練期間中の実習が行われない日は、実務訓練に支障を来たす恐れのある以下の行動を原則禁止する。

- ・実務訓練に関係のない理由での複数の国を経由する移動
- ・実務訓練を行う国以外への移動
- ・危険を伴うアクティビティやスポーツ等
- ・公共交通機関以外を使用した100 km以上の長距離移動（ただし、実習地までの移動についてはこの限りではない）

上記以外でリスクが高いと考えられる行動については、事前に指導教員に相談する。

10. 実務訓練期間中の通勤手段について

実務訓練期間中の通勤手段については公共交通機関の使用を原則とする。委員会の認める事由により自動車等を使用する場合は、事前に手続きを行った上で使用する。ただし、海外実務訓練での自動車等の使用は一切認めない。

11. 実務訓練保険等について

（1）実務訓練履修学生は、次の保険に加入する。

- ① 学生教育研究災害傷害保険
- ② 実務訓練保険

（2）海外実務訓練の履修は、上記の保険に加え、次の保険等に加入する。

- ① 海外旅行保険
- ② 危機管理支援サービス

12. 成績評価

指導教員は、「実務訓練評定書」、「実務訓練報告書」及び「実務訓練視察報告書」、並びに訓練期間後に本学において行う実務訓練報告会の結果に基づき、成績評価を行う。

13. その他

この要領に定めるもののほか、実務訓練の実施に関し、必要な事項については、別に定める。

1. 海外実務訓練

海外実務訓練について、次のように定める。

- (1) 海外実務訓練は、社会との接触を通じて指導的技術者に必要な人間性と実践的技術感覚を養うとともに、海外での実習を通じてグローバル社会で活躍するための異文化理解や多様な価値観を尊重する能力を培うことを目的に国外で実施する。
- (2) 受入機関とのマッチングは、指導教員が主体となって行うものとする。
- (3) 海外実務訓練履修申請及び奨学金募集要項については、別に定める。
- (4) 海外実務訓練の派遣可能な機関については、次の要件を全て満たすものとする。
 - ① 傷病等の際に受診可能な現地医療機関がある。
 - ② 安全な宿泊先及び通勤手段を確保できる。
 - ③ 日本国外務省の派遣国に対する危険情報がレベル1以下であり、派遣国による日本人渡航者の入国禁止措置等、学生派遣に関わる規制が発令されていない。
 - ④ 本学における海外渡航に関する方針により、海外渡航が規制されていない。
 - ⑤ 可能な限り現地までの直行便が利用でき、危険情報レベル2以上の国を経由せずに渡航できる。
 - ⑥ 派遣についての承諾書兼誓約書で保証人の承諾が得られる。
- (5) 渡航先の治安悪化や疫病、自然災害の発生等のやむを得ない事情により、実務訓練の開始・継続が困難と判断された場合、派遣の中止・延期または帰国勧告を行う。
その場合、指導教員の指導のもと、当該期間の学修の不足を補う。
- (6) ビザ等の取得状況により、実務訓練期間中に実務訓練機関で実習を実施できない期間が生じた場合、指導教員の指導のもと、当該期間の学修の不足を補う。
- (7) 実務訓練期間中は実務訓練に関係しない理由での帰国を原則として認めない。大学院入試の受験による帰国も認めない。

2. PBL型実務訓練

PBL型実務訓練について、次のように定める。

- (1) PBL型実務訓練は、社会や企業等が抱える課題や目標に対して、自己学習及びチームでの分析・検討を行い、その解決策をまとめるまでのプロセスを通じて、指導的な技術者として必要な人間性の陶冶を図るとともに、実践的技術感覚を体得させることを目的に学内で実施する。
- (2) PBL型実務訓練は、次の要件を全て満たすものとする。
 - ① 本学教員を「指導責任者」とする。
 - ② 企業や研究機関等の指導担当者、または学生の指導教員以外の本学教員が定期的に学生を指導する複数指導体制とする。
 - ③ 学生2名以上のチームで課題解決に取り組む。
 - ④ 原則として、学内で実施する。
- (3) 課題設定には次の点を考慮する。
 - ① 社会や企業等が抱える課題や目標を設定すること。
 - ② 設定にあたっては、企業関係者等の意見を反映させることが望ましい。

(4) 実施体制、実施方法等については、各系が実務訓練に関する諸規則に則して、各課程の特性を踏まえて別に定めるものとする。

3. 個別実習型実務訓練

個別実習型実務訓練について、次のように定める。

- (1) 個別実習型実務訓練は、学生の状況に応じて、学外派遣やPBL型実務訓練が実施できない場合でも、個別実習型実務訓練を通じて、教育効果を維持しながら実践的な学びを提供することを目的に実施する。
- (2) 諸事情により学外派遣及びPBL型実務訓練が実施できない場合において、個別実習型実務訓練を実施する。
- (3) 個別実習型実務訓練を実施するにあたり、以下の書類を作成し、実務訓練実施委員会で承認する。
 - ① 個別実習型実務訓練履修理由書
 - ② 個別実習型実務訓練履修計画書

4. 課題解決型長期実務訓練

課題解決型長期実務訓練制度について、次のように定める。

- (1) 課題解決型長期実務訓練制度は、実務訓練に加え、4か月の期間にわたり企業・研究機関等の専門分野が抱える課題の解決に引き続き取り組むことで、実践的な技術感覚を体得し、実践的課題解決能力や企画力、創造力を養成することを目的に国内外で実施する。
- (2) 課題解決型長期実務訓練制度は、実務訓練（6単位・必修科目）＋課題解決型実務訓練（大学院博士前期課程2単位・選択科目）より構成される。
- (3) 課題解決型長期実務訓練実施期間は、次のように定める。
 - ① 実務訓練 2026年1月5日（月）から1月20日（金）の期間中32日以上。
 - ② 課題解決型実務訓練 実務訓練終了の翌日から次年度前期1終了日までの期間中34日以上。
- (3) 各専攻の必修科目である「輪講」及び「特別研究」の位置づけで実施する制度であるため、実務訓練テーマは修士研究テーマと整合性を保つよう設定する。
- (4) 指導教員が実践的課題解決能力の育成を目的として、実務訓練機関と密に連絡を取り専門分野における実習課題を設定する。
- (5) 指導教員が国内外の企業・研究機関と連絡し、学生のマッチングを行った上で、実務訓練実施委員会にて決定する。なお、期間中の派遣先は同一の機関とする。